

議案第84号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1 上屋の項中

「

4 級	20円27銭
-----	--------

」

を

「

4 級	20円27銭
5 級	18円45銭

」

に

「

4 級	565円
-----	------

」

を

「

4 級	565円
5 級	494円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

上屋の使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

大阪市港湾施設条例 (抄)

別表第1 (第17条関係)

省 略	省 略
上屋	1 一般使用料
	1 平方メートルまでごとに 1日
	省 略
	低床式
	省 略
	4級 省 略
	5級 18円45銭
	2 専用使用料
	1 平方メートルまでごとに 1月
	省 略
低床式	
省 略	
4級 省 略	
5級 494円	
省 略	省 略

備考 省 略